

静岡県告示第200号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
春野下泉停車場線	榛原郡川根本町下長尾字原山1748番の12	令和7年3月21日